

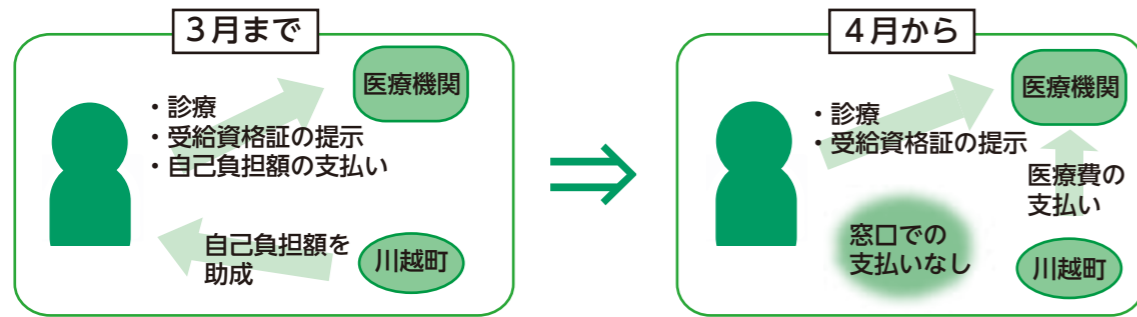
4月から 子ども 障がい者 一人親家庭等 } 「0歳から6歳の年度末(未就学)までの子ども」の 福祉医療費助成制度の窓口無料化が始まります

0歳から6歳の年度末(未就学)までの子どもは、次のとおり助成方法を変更します。

四日市市、菟野町、朝日町、川越町、桑名市及び木曾岬町内の医療機関を受診の際に、新しい医療費受給資格証を提示すると、保険診療分の医療費の窓口負担がなくなります。

受給資格証は受診のたびに提示してください。提示しないと、窓口での支払いが必要となります。

小学生以上の方は、今までと同様に受診時に受給資格証を提示し、保険診療分の医療費をお支払いください。後日、指定口座へ助成されます。



窓口無料にならない場合

- ・四日市市、菟野町、朝日町、川越町、桑名市及び木曾岬町以外の医療機関を受診した場合。
 - ・対象の医療機関であっても、受診時に受給資格証を提示しなかった場合。
 - ・他の公費医療を使用した場合。
- ※医療機関によっては、窓口無料にならない場合がありますので、受診前にご確認ください。

※対象の方には、窓口無料化に対応した受給資格証を3月下旬に郵送します。4月1日以降の受診から、新たに届く受給資格証を使用してください。

※転出などにより、受給資格を喪失した際は受給資格証を返還いただくか、処分してください。受給資格が無い状態で医療機関を受診すると、誤った助成に繋がり、助成金を返金いただく場合がありますので、ご注意ください。

問い合わせ先 福祉課 TEL366・7116

平成30年度町税納期一覧

平成30年度における町税の納期は下記のとおりです。

4月以降に発送される各納税通知書をご確認いただき、納期限までに納付をお願いします。

納期限までに納付が確認できない場合、督促状を発送します。督促状でも納付することができますので、お手元に届いた場合は速やかに納付をお願いします。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
国民健康保険税	5月1日	7月2日	8月31日	10月31日	12月25日	2月28日
固定資産税	5月1日(全期)	7月31日	12月25日	2月28日		
町県民税(普通徴収分)	7月2日(全期)	8月31日	10月31日	1月31日		
軽自動車税	5月31日(全期)					

便利な口座振替制度をご利用ください。

ご登録いただいた金融機関の口座から、各納期限日に振替いたします。詳しくは、税務課・町民保険課までお問い合わせください。

※なお、預貯金不足等により振替できなかった場合に、再振替を行っていましたが、平成30年度から再振替はいたしませんのでご注意ください。

問い合わせ先 税務課 TEL366・7114 町民保険課(国民健康保険税) TEL366・7115

4月からコンビニ納付ができます！

町税・水道料金が、4月からこれまでの金融機関や役場窓口に加えて、コンビニエンスストアでも納付できるようになります。

コンビニの営業時間中はいつでも納付でき、手数料もかかりませんので、お近くのコンビニをご利用いただき、納期限までに納付をお願いします。

納付できる税・料金

【税務課】町県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税

【町民保険課】国民健康保険税

【上下水道課】水道料金(下水道使用料含む)



納付できるコンビニ

セブン-イレブン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ミニストップ、ローソン、サークルKなど。

※詳しくは、町ホームページまたは納付書をご覧ください。

※納付は現金払いのみ。 ※納付後は、領収書とレシートを大切に保管してください。

下記の事項に該当する納付書は、コンビニ納付の対象外です。

①バーコードが印刷されていないもの②汚れなどでバーコードが読み取りできないもの③納付書1枚の金額が30万円を超えるもの④金額が訂正されているもの⑤納期限(指定期限)が過ぎたもの。

※コンビニで納付できない納付書は、これまでどおり、金融機関や役場窓口で納付してください。

問い合わせ先

税務課 TEL366・7114 町民保険課 TEL366・7115 上下水道課 TEL366・7118

4月からコンビニ交付が始まります！

4月から「マイナンバーカード(個人番号カード)」を使って住民票など各種証明書をコンビニでも取得できるようになります。

役場が閉庁する平日の時間外や土日、祝日でもマイナンバーカードを使って、全国の主要コンビニエンスストアにあるマルチコピー機で証明書を取得できるようになります。

取得できる証明書と交付手数料

証明書	取得できる人	交付手数料
住民票の写し(謄本・抄本)、住民票記載事項証明書	本人及び本人と同居の方	200円
戸籍(謄本・抄本)	住所・本籍がともに川越町にある方及び	450円
戸籍の付票の写し	同一戸籍の方	200円
印鑑登録証明書	本人(印鑑登録している方)	200円
町・県民税所得証明書、町・県民税(非)課税証明書、町・県民税納税証明書	本人(最新年度のみ)	200円

利用時間：午前6時30分～午後11時

※12月29日～1月3日及びメンテナンス日(不定期)は利用できません。

利用できるコンビニ：マルチコピー機を設置している全国の主要コンビニ。

利用に必要なもの：利用者証明用電子証明書(4桁の暗証番号)を搭載したマイナンバーカード。

※マイナンバーカードは申請からお手元に届くまで2ヶ月ほどかかります。

早めの申請をお勧めします。



注意事項

- ・川越町に住居登録がない方、15歳未満の方、成年被後見人の方は、コンビニ交付サービスを利用できません。
- ・支援措置対象の方や異動届を出されてすぐの方なども、サービスを利用できない場合があります。

問い合わせ先【税証明に関すること】税務課 TEL366・7114

【その他証明書に関すること】町民保険課 TEL366・7115

【マイナンバーカード総合サイト】<https://www.kojinbango-card.go.jp/mynumber/index.html>